

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

1 令和 8 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第 114 号 川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 議案第 114 号 川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 新旧対照表

令和 8 年 8 月 2 7 日

健 康 福 祉 局

(健康安全研究所)

議案第 114 号 川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について

衛生に関する試験検査の手数料を改定すること等のため改正するもの

1 改正の主な内容

衛生に関する試験検査に係る手数料の改定、廃止及び新設（1 単位につき）

	種 別	現 行	改定後
改定	家庭用品	1, 0 1 0 円 ～ 1 0, 1 8 0 円	3, 3 5 0 円 ～ 1 5, 2 7 0 円
	食品等	8 1 0 円 ～ 1 5 2, 7 7 0 円	1, 2 1 0 円 ～ 1 5 2, 7 7 0 円
	水質	7 1 0 円 ～ 1 6, 2 9 0 円	1, 0 1 0 円 ～ 2 4, 3 2 0 円
廃止	環境衛生等	9 1 0 円 ～ 2 3, 4 2 0 円	—
	医薬品等	1, 0 1 0 円 ～ 1 3, 2 4 0 円	—
	診療報酬の算定方法に定めのあるもの	診療報酬の算定方法により算定した額	—
新設	腸管系細菌	診療報酬の算定方法により算定した額等	5, 8 9 0 円 ～ 6 8, 7 3 0 円
	その他の細菌	診療報酬の算定方法により算定した額等	4, 1 5 0 円 ～ 4 1, 1 0 0 円
	ウイルス・衛生動物	8, 1 4 0 円 ～ 1 6, 2 9 0 円	8, 1 4 0 円 ～ 3 6, 3 2 0 円

2 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日から施行

川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市衛生試験検査手数料条例		○川崎市衛生試験検査手数料条例	
昭和27年1月9日条例第2号		昭和27年1月9日条例第2号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	金額	種別	金額
<u>1 腸管系細菌</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(1) 簡易なもの</u>	1 件につき 5,890円	<u>(新設)</u>	
<u>(2) 複雑なもの</u>	1 件につき 6,680円	<u>(新設)</u>	
<u>(3) 特に複雑なもの</u>	1 件につき 24,430円	<u>(新設)</u>	
<u>(4) 特殊なもの</u>	1 件につき 42,310円	<u>(新設)</u>	
<u>(5) 極めて特殊なもの</u>	1 件につき 68,730円	<u>(新設)</u>	
<u>2 その他の細菌</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(1) 簡易なもの</u>	1 件につき 4,150円	<u>(新設)</u>	
<u>(2) 複雑なもの</u>	1 件につき 7,440円	<u>(新設)</u>	
<u>(3) 特に複雑なもの</u>	1 件につき 10,360円	<u>(新設)</u>	
<u>(4) 特殊なもの</u>	1 件につき 13,000円	<u>(新設)</u>	
<u>(5) 極めて特殊なもの</u>	1 件につき 41,100円	<u>(新設)</u>	
<u>3 ウイルス・衛生動物</u>		<u>1 ウイルス</u>	
<u>(1) 簡易なもの</u>	1 件につき 8,140円	<u>(1) 簡易なもの</u>	1 件につき 8,140円
<u>(2) 複雑なもの</u>	1 件につき 19,530円	<u>(2) 複雑なもの</u>	1 件につき 13,240円
<u>(3) 特に複雑なもの</u>	1 件につき 24,430円	<u>(3) 特に複雑なもの</u>	1 件につき 16,290円
<u>(4) 特殊なもの</u>	1 件につき 36,320円	<u>(新設)</u>	
<u>(削除)</u>		<u>2 衛生動物</u>	
<u>(削除)</u>		<u>(1) 簡易なもの</u>	1 件につき 2,540円
<u>(削除)</u>		<u>(2) 複雑なもの</u>	1 件につき 6,110円
<u>(削除)</u>		<u>3 環境衛生等</u>	
<u>(削除)</u>		<u>(1) 落下細菌</u>	1 件につき 910円

改正後			改正前		
<u>(削除)</u>			(2) 建築物内の環境	測定点5箇所まで23,420円とし、 測定点が1箇所増すごとに4,680 円を加える。	
<u>(削除)</u>			(3) 特殊環境		
<u>(削除)</u>			ア 複雑なもの	1成分につき	5,090円
<u>(削除)</u>			イ 特に複雑なもの	1成分につき	10,180円
<u>(削除)</u>			ウ 特殊なもの	1成分につき	23,420円
4 家庭用品			4 家庭用品		
<u>(削除)</u>			(1) 定性分析	1成分につき	1,010円
(1) 定量分析			(2) 定量分析		
ア 複雑なもの	1成分につき	4,570円	ア 複雑なもの	1成分につき	3,050円
イ 特に複雑なもの	1成分につき	10,680円	イ 特に複雑なもの	1成分につき	7,120円
ウ 特殊なもの	1検体につき	15,270円	ウ 特殊なもの	1成分につき	10,180円
(2) 容器耐圧	1検体につき	3,350円	(3) 容器耐圧	1検体につき	2,540円
5 食品等			5 食品等		
(1) 定性分析			(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1成分につき	1,210円	ア 簡易なもの	1成分につき	810円
イ 複雑なもの	1成分につき	3,040円	イ 複雑なもの	1成分につき	2,030円
ウ 特に複雑なもの	1成分につき	6,450円	ウ 特に複雑なもの	1成分につき	5,090円
<u>(削除)</u>			エ 特殊なもの	1成分につき	10,180円
エ 特殊なもの	1成分につき	44,680円	オ 極めて特殊なもの	1成分につき	30,550円
(2) 定量分析			(2) 定量分析		
ア 簡易なもの	1成分につき	2,030円	ア 簡易なもの	1成分につき	1,520円
イ 複雑なもの	1成分につき	6,430円	イ 複雑なもの	1成分につき	5,090円
ウ 特に複雑なもの	1成分につき	7,630円	ウ 特に複雑なもの	1成分につき	7,630円
エ 特殊なもの	1成分につき	15,270円	エ 特殊なもの	1成分につき	10,180円
オ 極めて特殊なもの	1成分につき	29,550円	オ 極めて特殊なもの	1成分につき	20,370円
(3) 細菌			(3) 細菌		

改正後				改正前			
	ア 簡易なもの	1 項目につき	3,040円	ア 簡易なもの	1 検体につき	2,540円	
	イ 複雑なもの	1 項目につき	3,810円	イ 複雑なもの	1 菌種につき	2,030円	
	<u>(削除)</u>			ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	2,540円	
	<u>(削除)</u>			エ 特殊なもの	1 検体につき	16,290円	
	(4) 残留農薬等	<u>混合標準溶液 2 系統まで152,770円とし、当該溶液が 1 系統増すごとに30,240円を加える。</u>		(4) 残留農薬等	5 成分まで	50,920円	
					6 成分から20成分まで	101,850円	
					21成分から50成分まで	152,770円	
	(5) 有害性物質			(5) 有害性物質			
	ア 複雑なもの	1 成分につき	25,460円	ア 複雑なもの	1 成分につき	25,460円	
	イ 特に複雑なもの	1 成分につき	33,610円	イ 特に複雑なもの	1 成分につき	33,610円	
	(6) 特定原材料			(6) 特定原材料			
	ア 定性分析	1 品目につき	78,420円	ア 定性分析			
	<u>(削除)</u>			<u>(ア) 複雑なもの</u>	1 品目につき	36,660円	
	<u>(削除)</u>			<u>(イ) 特に複雑なもの</u>	1 品目につき	58,050円	
	イ 定量分析	1 品目につき	80,460円	イ 定量分析	1 品目につき	80,460円	
	(7) 組換え遺伝子			(7) 組換え遺伝子			
	ア 定性分析	1 系統につき	35,640円	ア 定性分析	1 系統につき	35,640円	
	イ 定量分析	1 系統につき	54,020円	イ 定量分析	1 系統につき	40,740円	
	6 水質			6 水質			
	(1) 定性分析	1 成分につき	1,010円	(1) 定性分析			
<u>(削除)</u>			ア 簡易なもの	1 成分につき	710円		
<u>(削除)</u>			イ 複雑なもの	1 成分につき	1,520円		
	(2) 定量分析			(2) 定量分析			
	ア 簡易なもの	1 成分につき	1,060円	ア 簡易なもの	1 成分につき	1,520円	
	イ 複雑なもの	1 成分につき	3,040円	イ 複雑なもの	1 成分につき	2,540円	

改正後				改正前			
	ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>6,100円</u>		ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	<u>5,090円</u>
	エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>12,210円</u>		エ 特殊なもの	1 成分につき	<u>10,180円</u>
	<u>オ 極めて特殊なもの</u>	<u>1 成分につき</u>	<u>24,320円</u>		(新設)		
	<u>(削除)</u>				<u>(3) 飲料水</u>		
	<u>(削除)</u>				<u>ア 定性分析</u>		
	<u>(削除)</u>				<u>(ア) 簡易なもの</u>	1 成分につき	<u>710円</u>
	<u>(削除)</u>				<u>(イ) 複雑なもの</u>	1 成分につき	<u>1,520円</u>
	<u>(削除)</u>				<u>イ 定量分析</u>		
	<u>(削除)</u>				<u>(ア) 簡易なもの</u>	1 成分につき	<u>1,010円</u>
	<u>(削除)</u>				<u>(イ) 複雑なもの</u>	1 成分につき	<u>2,030円</u>
	<u>(削除)</u>				<u>(ウ) 特に複雑なもの</u>	1 成分につき	<u>4,070円</u>
	<u>(削除)</u>				<u>(エ) 特殊なもの</u>	1 成分につき	<u>8,140円</u>
	<u>(削除)</u>				<u>(オ) 極めて特殊なもの</u>	1 成分につき	<u>16,290円</u>
	<u>(3) 細菌</u>				<u>(4) 細菌</u>		
	<u>ア 簡易なもの</u>	1 検体につき	<u>3,580円</u>		<u>ア 簡易なもの</u>	1 検体につき	<u>2,540円</u>
	<u>(削除)</u>				<u>イ 複雑なもの</u>	1 菌種につき	<u>2,030円</u>
	<u>イ 複雑なもの</u>	<u>1 検体につき</u>	<u>7,630円</u>		<u>ウ 特に複雑なもの</u>	1 菌種につき	<u>5,090円</u>
	<u>ウ 特殊なもの</u>	1 検体につき	<u>22,900円</u>		<u>エ 特殊なもの</u>	1 検体につき	<u>15,270円</u>
7	放射性核種			7	放射性核種		
	(1) 簡易なもの	1 検体につき	10,180円		(1) 簡易なもの	1 検体につき	10,180円
	(2) 複雑なもの	1 検体につき	18,330円		(2) 複雑なもの	1 検体につき	18,330円
	(3) 特に複雑なもの	1 検体につき	43,790円		(3) 特に複雑なもの	1 検体につき	43,790円
	<u>(削除)</u>				8 医薬品等		
	<u>(削除)</u>				<u>(1) 定性分析</u>		
	<u>(削除)</u>				<u>ア 簡易なもの</u>	1 成分につき	<u>1,010円</u>
	<u>(削除)</u>				<u>イ 複雑なもの</u>	1 成分につき	<u>2,030円</u>

改正後			改正前		
<u>(削除)</u>			ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	3,050円
<u>(削除)</u>			エ 特殊なもの	1 成分につき	5,090円
<u>(削除)</u>			(2) 定量分析		
<u>(削除)</u>			ア 複雑なもの	1 成分につき	5,090円
<u>(削除)</u>			イ 特に複雑なもの	1 成分につき	13,240円
<u>(削除)</u>			(3) 細菌		
<u>(削除)</u>			ア 簡易なもの	1 検体につき	2,540円
<u>(削除)</u>			イ 複雑なもの	1 検体につき	5,090円
<u>(削除)</u>			9 診療報酬の算定方法（平成20	点数表その他法令等による算定方	
			年厚生労働省告示第59号）別表第	法により算定した額の8割に相当	
			1 医科診療報酬点数表（以下この	する額とする。この場合において、	
			項において「点数表」という。）	当該額に10円未満の端数がある	
			に定めのあるもの	ときは、これを切り捨てる。	
8 その他	1の項から7の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額		10 その他	1の項から9の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額	